

介護保険(短期)

(従来型個室)時津荘老人短期入所事業 1日当りの料金表

(従来型個室)

※送迎を希望される場合は片道184円(往復368円)の利用料が下記利用料に加算されます。

令和6年8月1日現在

要支援・ 要介護区分	介護報酬額			介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(14.0%)	介護保険サービス 1日当りの利用者負担額 (1割負担又は2割か3割負担)	利用者負担区分	食費			滞在費	介護保険+食費+滞在費の利用者負担合計額			原爆手帳有 1日当り
	基本料金	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)				朝 455円	昼 500円	夕 500円		(1割)1日当り	(2割)1日当り	(3割)1日当り	
短期入所生活介護	要介護1 (1日当り)	6,030円	220円	80円	890円	(1割負担)	722円	第1段階	300円	380円	1,402円	2,124円	2,846円	680円
						(2割負担)	1,444円	第2段階	600円	480円	1,802円	2,524円	3,246円	1,080円
						(3割負担)	2,166円	第3段階①	1,000円	880円	2,602円	3,324円	4,046円	1,880円
								第3段階②	1,300円	880円	2,902円	3,624円	4,346円	2,180円
						第4段階	1,445円	1,231円	3,398円	4,120円	4,842円	2,676円		
						要介護2 (1日当り)	6,720円	220円	80円	980円	(1割負担)	800円	第1段階	300円
	(2割負担)	1,600円	第2段階	600円	480円						1,880円	2,680円	3,480円	1,080円
	(3割負担)	2,400円	第3段階①	1,000円	880円						2,680円	3,480円	4,280円	1,880円
			第3段階②	1,300円	880円						2,980円	3,780円	4,580円	2,180円
	第4段階	1,445円	1,231円	3,476円	4,276円						5,076円	2,676円		
	要介護3 (1日当り)	7,450円	220円	80円	1,090円						(1割負担)	884円	第1段階	300円
						(2割負担)	1,768円	第2段階	600円	480円	1,964円	2,848円	3,732円	1,080円
						(3割負担)	2,652円	第3段階①	1,000円	880円	2,764円	3,648円	4,532円	1,880円
								第3段階②	1,300円	880円	3,064円	3,948円	4,832円	2,180円
						第4段階	1,445円	1,231円	3,560円	4,444円	5,328円	2,676円		
						要介護4 (1日当り)	8,150円	220円	80円	1,180円	(1割負担)	963円	第1段階	300円
	(2割負担)	1,926円	第2段階	600円	480円						2,043円	3,006円	3,969円	1,080円
	(3割負担)	2,889円	第3段階①	1,000円	880円						2,843円	3,806円	4,769円	1,880円
			第3段階②	1,300円	880円						3,143円	4,106円	5,069円	2,180円
	第4段階	1,445円	1,231円	3,639円	4,602円						5,565円	2,676円		
要介護5 (1日当り)	8,840円	220円	80円	1,280円	(1割負担)						1,042円	第1段階	300円	380円
					(2割負担)	2,084円	第2段階	600円	480円	2,122円	3,164円	4,206円	1,080円	
					(3割負担)	3,126円	第3段階①	1,000円	880円	2,922円	3,964円	5,006円	1,880円	
							第3段階②	1,300円	880円	3,222円	4,264円	5,306円	2,180円	
					第4段階	1,445円	1,231円	3,718円	4,760円	5,802円	2,676円			

※ 原爆被爆者手帳をお持ちの方も、食費、滞在費の負担があります。

※ 上記は1日当たりの利用料金です。利用日数が複数になりますと合計した「基本サービス単位+加算単位」に介護職員処遇改善加算(14.0%)が算定されますので、上記利用料金と若干差異があります。

※ 身体状況に応じて個別にサービスが必要な方は別途加算額が発生します。その場合、個別サービス報酬単位×介護職員処遇改善加算(14.0%)で算定されます。

※ ご利用料は、加算サービスの有無、「社会福祉法人利用者負担軽減」の認定の有無で変わります。

※ 上記利用料金表については、法改正・経済状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認下さい。

介護保険(短期)

(多床室)時津荘老人短期入所事業 1日当りの料金表

(2人部屋・4人部屋)

※送迎を希望される場合は片道184円(往復368円)の利用料が下記利用料に加算されます。

令和6年8月1日現在

要支援・ 要介護区分	介護報酬額			介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(14.0%)	介護保険サービス 1日当りの利用者負担額 (1割負担又は2割か3割負担)	利用者負担区分	食費			滞在費	介護保険+食費+滞在費の利用者負担合計額			原爆手帳有 1日当り
	基本料金	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)				朝 455円	昼 500円	夕 500円		(1割)1日当り	(2割)1日当り	(3割)1日当り	
短期入所生活介護	要介護1 (1日当り)	6,030円	220円	80円	890円	(1割負担)	722円	第1段階	300円	0円	1,022円	1,744円	2,466円	300円
						(2割負担)	1,444円	第2段階	600円	430円	1,752円	2,474円	3,196円	1,030円
						(3割負担)	2,166円	第3段階①	1,000円	430円	2,152円	2,874円	3,596円	1,430円
								第3段階②	1,300円	430円	2,452円	3,174円	3,896円	1,730円
	要介護2 (1日当り)	6,720円	220円	80円	980円	(1割負担)	800円	第1段階	300円	0円	1,100円	1,900円	2,700円	300円
						(2割負担)	1,600円	第2段階	600円	430円	1,830円	2,630円	3,430円	1,030円
						(3割負担)	2,400円	第3段階①	1,000円	430円	2,230円	3,030円	3,830円	1,430円
								第3段階②	1,300円	430円	2,530円	3,330円	4,130円	1,730円
	要介護3 (1日当り)	7,450円	220円	80円	1,090円	(1割負担)	884円	第1段階	300円	0円	1,184円	2,068円	2,952円	300円
						(2割負担)	1,768円	第2段階	600円	430円	1,914円	2,798円	3,682円	1,030円
						(3割負担)	2,652円	第3段階①	1,000円	430円	2,314円	3,198円	4,082円	1,430円
								第3段階②	1,300円	430円	2,614円	3,498円	4,382円	1,730円
	要介護4 (1日当り)	8,150円	220円	80円	1,180円	(1割負担)	963円	第1段階	300円	0円	1,263円	2,226円	3,189円	300円
						(2割負担)	1,926円	第2段階	600円	430円	1,993円	2,956円	3,919円	1,030円
						(3割負担)	2,889円	第3段階①	1,000円	430円	2,393円	3,356円	4,319円	1,430円
								第3段階②	1,300円	430円	2,693円	3,656円	4,619円	1,730円
	要介護5 (1日当り)	8,840円	220円	80円	1,280円	(1割負担)	1,042円	第1段階	300円	0円	1,342円	2,384円	3,426円	300円
						(2割負担)	2,084円	第2段階	600円	430円	2,072円	3,114円	4,156円	1,030円
						(3割負担)	3,126円	第3段階①	1,000円	430円	2,472円	3,514円	4,556円	1,430円
								第3段階②	1,300円	430円	2,772円	3,814円	4,856円	1,730円
(3割負担)	3,126円	第4段階	1,445円	915円	3,402円	4,444円	5,486円	2,360円						

※ 原爆被爆者手帳をお持ちの方も、食費、滞在費の負担があります。

※ 上記は1日当たりの利用料金です。利用日数が複数になりますと合計した「基本サービス単位+加算単位」に介護職員処遇改善加算(14.0%)が算定されますので、上記利用料金と若干差異があります。

※ 身体の状況に応じて個別にサービスが必要な方は別途加算額が発生します。その場合、個別サービス報酬単位×介護職員処遇改善加算(14.0%)で算定されます。

※ ご利用料は、加算サービスの有無、「社会福祉法人利用者負担軽減」の認定の有無で変わります。

※ 上記利用料金表については、法改正・経済的状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認ください。